

# 埼玉県茶業研究所 自動販売機設置事業者募集要項

埼玉県では、県有施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と県有財産賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

## 1 目的

県有財産の有効活用を図り、県の自主財源の確保及び設置事業者選定手続の公平性や透明性を高める。

## 2 応募資格要件

「令和5・6年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」又は「令和6・7年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」に応募者が掲載されていること。

### (参考)名簿登載申請の資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1)法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては埼玉県内で事業を営んでいること。
- (2)自動販売機の設置業務において、管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (3)国、地方公共団体又はその他法人との種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年の間に2回（2か所）以上全て誠実に履行していること。
- (4)県税を滞納していないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日)第32条第1項各号に掲げるものでないこと。
- (6)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること及び埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

### 3 募集事項等

#### (1) 募集の目的

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借契約の相手方の選定及び決定

#### (2) 貸付場所及び面積(設置台数)

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
1	埼玉県 茶業研究所	入間市上谷ヶ貫 244-2	1階玄関前	1.90m×1.10m 2.09㎡	1台

※貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することがある。

#### (3) 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(更新なし)。

本公募要項において設置が決定し・契約した事業者は、埼玉県と協議の上、原則として令和6年4月1日(月)～4月9日(火)の間に自動販売機を設置する。

#### (4) 貸付条件等

別添仕様書による。

#### (5) その他(参考データ)

●自動販売機の設置済み場所の年間売上本数

物件番号	設置場所	種別	昨年度売上本数 (R4.4～R5.3)	直近の売上本数 (R5.4～R5.9)
1	埼玉県 茶業研究所	飲料水(缶・ペットボトル)	1,197本	662本

### 4 募集から設置予定事業者決定までのスケジュール

日程	内容
令和6年1月19日(金)	募集要項の公開(HPの公開)
令和6年2月2日(金)～2月8日(木)	質問受付期間
令和6年2月14日(水)	質問回答期限
令和6年2月15日(木)～2月21日(水)	参加申込書受付期間
令和6年3月上旬	設置予定事業者決定

### 5 質問の受付及び回答

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

#### (1) 質問の方法

質問は、令和6年2月2日(金)から2月8日(木)午後5時までに、質問書(様式第4号)の様式を使用し、下記提出先メールアドレスに電子メールを送信して行うものとする。

(メール提出先) f361351@pref.saitama.lg.jp (代表)

(メール件名) 【会社名】「茶業研究所」自動販売機設置事業者質問

## (2) 質問への回答

質問事項への回答は令和6年2月14日(水)までに、当研究所のホームページに掲載する。

## 6 応募手続

### (1) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等(ウに掲げる書類)を提出するものとする。

#### ア 提出期間

令和6年2月15日(木)から2月21日(水)17時まで

※郵送の場合は当日消印有効

#### イ 提出方法

電子メール、郵送又は持参

※郵送の場合、封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず書留郵便で提出すること。なお、郵送に係る事故により、参加申し込みが出来なかった場合でも、県は責任を負わない。

#### ウ 提出先

埼玉県茶業研究所(総務担当)

〒358-0042 入間市上谷ヶ貫244-2

(メール提出先) f361351@pref.saitama.lg.jp(代表)

(メール件名)【会社名】「茶業研究所」自動販売機設置事業者参加申込

#### エ 提出書類

	提出書類	提出部数
①	参加申込書(様式第1号)	1部
②	貸貸借料提案書(様式第2号)	1部
③	自動販売機設置に係る提案書(様式第3号)	1部
④	設置する自動販売機のカatalog(※)	
⑤	自動販売機設置事業者登録書(写)	1部

※設置する自動販売機が特定できるようCatalogに明記しておくこと。

### (2) 貸貸借料提案書(様式第2号)に記載する金額

記載する金額は年額とする。

設置予定事業者決定に当たっては、貸貸借料提案書(様式第2号)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって貸貸借金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

### (3) 提出書類に関する留意事項

ア 応募者が提出した書類は返却しない。

イ 応募者が提出した書類は提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、県から補正を求められた場合は、この限りでない。

- ウ 選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。
- エ 次に掲げる場合に該当する応募は無効とする。
  - (ア) 応募者が提出した書類に虚偽の記載をしたとき
  - (イ) 応募者が法令又は本募集要項の規定に違反したとき

## 7 設置予定事業者の決定方法等

### (1) 設置予定事業者の決定方法

次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

ア 貸貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額が、埼玉県財務規則（昭和39年規則第18号）第103条の規定に基づいて定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額以上の価格であること。

イ 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各確認内容に係る提案内容が全て記載されていること（\*）。

\* 確認内容のうち該当のないものについては、提案内容欄「該当なし」と記載すること。

### (2) 総得点の算定方法

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

#### 【評価項目及び評価点】

	評価項目	評価の視点	配点
内容点	1 社会貢献度	県事業への人的支援、寄附（物品の提供や県設置基金への寄附を含む。）、協定に基づく協力体制など	20点
	2 自動販売機機能、提案	環境配慮・リサイクル啓発の提案、リサイクル率を高めるための提案など 電子マネー対応、災害時に飲料提供が可能な防災対策機能などの附加機能	10点
	3 商品内容	県産品の取扱い、環境配慮を考慮した商品構成提案（リサイクル100%ペットボトル、ペットボトル飲料の構成比率など）	10点
	小計点		40点
価格点	提案価格	提案貸貸借料に基づき算定	60点
総得点			100点

※ 内容点及び価格点の算出に当たっては、小数点第1位までを有効とし、小数点第2位で四捨五入する。

※ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、内容点が同点の者のくじ引きで設置予定事業者を決定する。

### (3) 審査の方法

本件に係る落札者を決定するに当たり、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議するため、「飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会」を設置する。

### (4) 設置予定事業者の決定時期

選定は、令和6年3月上旬に行う予定である。

### (5) 選定結果の通知

令和6年3月7日（木）以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

### (6) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者（賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額が予定価格に110分の100を乗じて得た額以上の者に限る。以下同じ。）を設置予定事業者とする。

### (7) 設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項について本研究所のホームページに掲載するものとする。

- ア 公募自動販売機数
- イ 公募参加者数
- ウ 設置事業者決定日
- エ 各設置事業者名
- オ 各設置事業者の総合評価得点（総得点）

### (8) その他

設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定時期を延期し、又は取り止めることがある。

## 8 設置予定事業者の決定取消し等

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。
  - ア 設置予定事業者が応募資格を失ったとき
  - イ 設置予定事業者が提案にあたって提出した文書に虚偽の記載がされていることが発見されたとき。
  - ウ 9（2）に示す期限までに、契約書が提出されなかったとき
  - エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと県が判断したとき
- (2) (1) により、設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、設置予定事業者選定委員会の審査において次点の者と随意契約交渉を行う。

## 9 契約

- (1) 別添契約書（案）のとおりとする。
- (2) 設置予定事業者は令和6年3月18日（月）までに、契約書に記名押印のうえ県に提出し、県と県有財産賃貸借契約を締結する。

## 10 その他

- (1) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、及び埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）の定めるところによる。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置並びに現に受けている行政財産使用許可の取消及び県有財産賃貸借契約等の解除を行うことがある。
- (3) 自動販売機設置に係る契約書等の文書は、埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号）に基づく情報公開請求等により第三者へ公開する場合がある。

## 11 問い合わせ先

入間市上谷ヶ貫244-2  
埼玉県茶業研究所 総務担当（吉武）  
TEL：04-2936-1351  
E-mail：f361351@pref.saitama.lg.jp